

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労使トラブル法律相談Q&A](#) | [パートタイマーの均衡処遇](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

## パートタイマーの均衡処遇

### 27 パートタイマーの均衡処遇

**Q** 私の会社はチェーンの飲食店を経営しており、パートタイマーを多く雇用していますが、そのうち店長を命じている者もあり、これらの者について法的に留意しなければいけない点について教えてください。

POINT

- 通常の労働者と同視すべきパートタイマーに対する差別的取扱いは禁止されています。
- その他のパートタイマーに対しても、事業主に均衡処遇の努力義務・措置義務・配慮義務が課せられています。
- パートタイマーに対しては通常の労働者への転換の措置義務が事業主に課せられています。



**A** 1. 通常の労働者と同視すべきパートタイマーが国においてパートタイマーは非常に多くなってきており、その処遇格差に対する社会的関心の高まりのなか、平成19年5月改正パート労働法が成立しました（平成20年4月1日施行）。労働契約法においても均衡処遇の基本理念が規定されましたが（3条2項）、この改正パート労働法でも、均衡処遇の理念が規定されました。

パート労働法では、パートタイマーについて「短時間労働者」という概念を用いますが、①業務の内容および責任の程度（「職務の内容」）が当該事業所で雇用される通常の労働者と同一の短時間労働者（「職務内容同一短時間労働者」）であって、②当該事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているもの（反復して更新され

期間の定めのない労働契約との同視が認められる期間の定めのある労働契約を含む）のうち、③当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容および配置が当該通常の労働者の職務の内容および配置の変更と同一の範囲で変更されると見込まれるものについては、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、通常の労働者との差別的取扱いが禁止されました（8条）。

2. 均衡待遇の努力義務・措置義務・配慮義務  
上述の「通常の労働者と同視すべき」とはいえない短時間労働者について、改正パート労働法は、事業主に対して、職務関連資金に関する均衡処遇の努力義務（9条1項）、教育訓練の実施に関する措置義務（10条1項）、福利厚生施設の利用に関する配慮義務（11条）等が規定されました。

また、労働契約法は、有期契約労働者（パートタイマーを含む）の労働条件が、無期契約労働者の労働条件と相違する場合、職務の内容や配置の変更等を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとしました（労契法20条）。

3. 通常の労働者への転換の措置義務  
改正パート労働法は、①通常の労働者の募集を行う場合には、雇用する短時間労働者に周知すること、②通常の労働者の配置を新たに行う場合には、当該配置の希望を申し出る機会を短時間労働者に与えること、③一定の資格を有する短時間労働者を対象とした通常の労働者への転換のための試験制度を設けること、④その他の通常の労働者へ転換を推進するための措置を講ずることの、いずれかの措置を講ずることを事業主に義務づけました。

54

55

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

## Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.